

大阪労働局発表
令和8年5月22日

【照会先】
大阪労働局 労働基準部 安全課 健康課
(電話) 06(6949)6496

熱中症による死亡災害ゼロを目指し

大阪労働局長による熱中症パトロールを実施！

～建設工事現場の熱中症対策と安全週間の準備状況を確認します～

近年の夏の気温上昇に伴い、熱中症による休業4日以上の死傷者数が全国的にも増加しており、大阪では昨年120人と過去最多になりました。また、6月1日から6月30日までを全国安全週間準備期間、7月1日から7月7日までを全国安全週間（本週間）とし、各事業場では労働災害防止に向けた様々な取組が行われます。

こうした状況を踏まえ、大阪労働局長 ^{たかはしひでのり}高橋秀誠は、労働者の皆様が安全に作業できる環境を確保するため、令和8年6月1日（月）に、下記建設工事現場における熱中症パトロールを実施し、熱中症対策の徹底状況を確認するとともに、7月1日から始まる全国安全週間に向けた準備状況を確認します。

1 目的

- ・事業場における熱中症対策の実施状況を確認し、必要に応じて指導・助言を行います。
- ・強化された熱中症対策を広く周知し、熱中症による死亡災害の防止を図ります。
- ・全国安全週間の準備状況を確認し、本週間に向けた意識啓発を図ります。

2 日時 令和8年6月1日（月）9:30～

3 場所 鴻池・大鉄特定建設工事共同企業体
もと住吉市民病院跡地に整備する新病院他建設工事-2
(大阪市住之江区東加賀屋1-2-16)



安全見える化活動

リスク評価推進活動

安全Study活動

命綱GO活動

大阪発・新4S運動

《取材にあたっての留意事項》

取材をご希望される報道関係者の皆様は、

- ① 報道機関名
- ② 取材担当者氏名
- ③ 入場希望者数
- ④ 電話番号

当日、パトロール中止の連絡を入れる可能性がありますので、確実に連絡を行うことができる電話番号をご記入願います。

- ⑤ メールアドレス

を記載して、5月29日（金）12：00までに下記安全課あて電子メールでお申込みをお願いいたします。

お申込みいただいた報道関係者の皆様には、当方からメールにて受付けた旨と当日の集合場所の地図、概要等を送信させていただきます。

なお、大型の放送車等でのご来場を検討されている場合は、駐車スペース確保の都合上、5月27日（水）までに電子メールにてご連絡（車種およびナンバープレートの番号）くださいますようお願い申し上げます。

是非お越しく下さい。

※ 突発的な事情等によりパトロールを中止する場合は、**当日6月1日（月）8時30分までに電話でご連絡**します。

<送信先>

大阪労働局労働基準部安全課

電子メール：anzenka-oosakakyoku@mhlw.go.jp

大阪労働局長による熱中症パトロール実施要領

- 1 日 時 令和8年6月1日(月) 9:30~11:30
- 2 実施場所 大阪市住之江区東加賀屋1-2-16
- 3 工事名 もと住吉市民病院跡地に整備する新病院他建設工事-2
- 4 発注者 大阪市
- 5 建設業者 鴻池・大鉄特定建設工事共同企業体
- 6 作業所事務所 大阪市住之江区東加賀屋1-2-16
TEL 06-6657-7021
- 7 工事概要 病院・介護老人保健施設他の新築工事
鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)
地上5階
最高高さ29.8メートル
工期 : 2023年12月~2026年12月
- 8 タイムスケジュール
9:15 作業所会議室集合(現場北側ゲート付近にてお待ちし、ご案内致します)
9:30 開催
大阪労働局長 挨拶
施工者 挨拶
現場担当 工事概要等 説明
10:20 安全衛生パトロール開始
11:10 安全衛生パトロール終了
11:20 閉式
大阪労働局労働基準部安全課長 講評、開催御礼
施工者 挨拶
11:30 解散
- 9 取 材 報道関係者からの取材を受け付けます。

《注意事項》

- ・取材いただく方の安全を確保するためにヘルメットを現場北側ゲート付近にてご用意いたします。
- ・労働局職員、工事関係者の指示に従って、安全に行動してください。
- ・工事関係者からの許可のない場所には近づかないようにしてください。また、工事関係者からの許可のない場所は撮影を行わないようお願いいたします。
- ・汚れてもいい靴でお越しください。
- ・作業所までは、公共交通機関でお越しください。
- ・発熱や風邪の症状のある方は参加を控えていただきますようお願いいたします。

大阪労働局長 熱中症防止パトロール ご取材(撮影)ポイント

工事名称:もと住吉市民病院跡地に整備する新病院他建設工事-2

低 ← 熱中症リスクを4段階でお知らせ → 高



顔をかざして3秒、AI判定完了

「熱中症リスクAI判定カメラ」により個人のリスク状況が確認できるシステムを導入しています。



体内からの身体冷却対策として、冷水、氷、アイスラリー・氷菓子等を提供

様々な場所に涼空間を設置。
イベントや簡易休憩所、実習所など様々なシーンで活躍します。入口は扉で2ヶ所あり、使い勝手に優れています。
※文庫付エアコンは別売。熱中症対策には効果的です。

循環式なので効率よくすぐに冷えます。
外気ではなく冷やした空気を取り込むので素早くテント内を冷却します。
※機種により異なります。

33℃ 作業中
25℃ -8℃

軽く、組み立て収納が簡単!
連結されたフレームを応じるだけの軽巧設計。工具不要で迷わず簡単に組み立てることができ、緊急時にもすぐにテントが立てられます。

テント内の温度変化
※機種によって異なります。
※入口を閉めた状態での記録になります。

開始時 2分後 3分後 5分後

冷却ハウス『どこでも休憩所』をいつでも利用できる取組みを行っています。

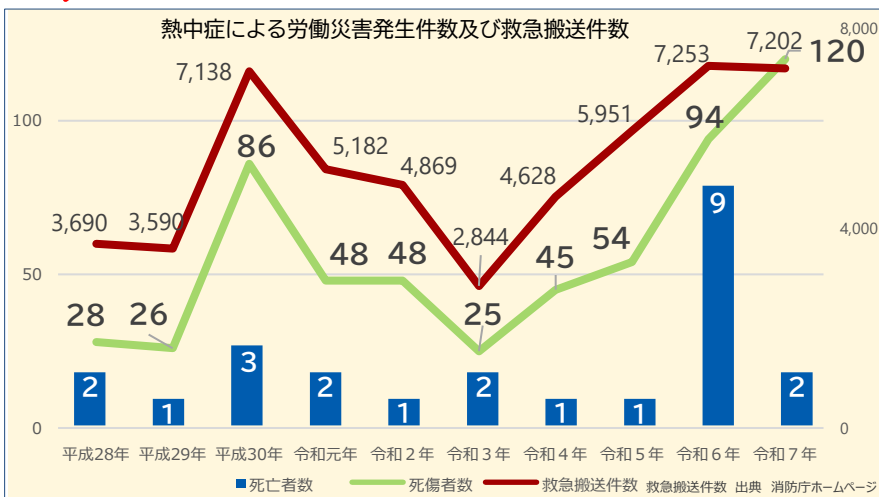


重篤化対策として、体表面を冷却するための緊急用簡易プールです。

— 職場における熱中症による死亡者ゼロを目指して —

死亡ゼロに

熱中症を予防しよう!



大阪府内では、令和7年の職場における熱中症による休業4日以上の死傷者数が**100人を超え** そのうち**2人**がお亡くなりになっています。

また、この10年間では、**24人**の方が職場において熱中症によってお亡くなりになっています。

熱中症とは、高温多湿な環境下において、体内の水分及び塩分のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして発症する障害の総称で、めまい、こむらがり等の症状や重症では**死にいたる**こともあります。

大阪労働局では、労働災害防止団体などと連携して、職場における熱中症の予防のために

「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」

キャンペーン期間：5月～9月（重点取組期間7月）



キャンペーン
実施要項

を展開し、重点的な取組を進めています。

各事業場においては、事業者、労働者が協力して、**熱中症予防対策に取り組みましょう!**

なお、「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」については、期間ごとの実施事項に重点的に取り組むことに加え、熱中症による死亡者を出さないために、少しでも異変を感じたら**医療機関へ運ぶまでは一人きりにしない**といった適切な措置を講じるようお願いいたします。

重篤化防止措置

「**WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施**」が見込まれる作業を行わせる場合は、「**報告体制の整備**」、重篤化防止のための「**手順作成**」、それぞれの「**関係者への周知**」について、あらかじめ措置しなければなりません。

暑さ指数とは

WBGTとも呼ばれ、気温に加え、湿度、風速、放射熱を考慮した暑熱環境によるストレスの評価を行う暑さの指数で、熱中症警戒アラートなど熱中症予防に幅広く利用されています。

異常時の対応

熱中症は、短時間で容体が急変します。あらかじめ、近くの医療機関の場所を確認しておき、本人や周りが少しでも異変を感じた時には**すぐに医療機関へ運ぶか、救急車を呼びましょう。**

環境省 【熱中症（特別）警戒アラート】

近年、熱中症による救急搬送人員、死亡者数が高い水準で推移していることから、環境省と気象庁は令和3年度から「熱中症（特別）警戒アラート」を全国で運用しています。熱中症（特別）警戒アラートは、暑さ指数（WBGT）に基づき、熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予測される場合に、暑さへの「気づき」を呼びかけ、国民の熱中症予防行動を効果的に促すための情報です。令和8年度については、**4月22日から配信予定です。**

〈配信サービス〉

- ・個人向けメール配信サービス：熱中症警戒アラート等
- ・個人向けメール配信サービス：暑さ指数（WBGT）
- ・事業者向け電子情報提供サービス：暑さ指数（WBGT）
- ・「環境省」LINE公式アカウント：熱中症警戒アラートや暑さ指数をお知らせ



環境省
熱中症予防情報
サイト

キャンペーン期間（5月～9月）

STEP
1

暑さ指数の把握と評価

- JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

□ 暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施
□ 休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置
□ 服装	準備期間に検討した服装を着用
□ 作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
□ ブレクーリング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる
□ 水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取（水分等を携行させる等を考慮）
□ 暑熱順化への対応	熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整 ※新規入職者や休み明け作業者は別途注意すること
□ 健康診断結果に基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患 ④腎不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲の皮膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢
□ 日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
□ 作業中の作業者の健康状態の確認	巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる等作業者にお互いの健康状態を確認するよう指導
□ 異常時の措置 【一人きりにしない】	あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底 少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応 ※必ず一旦作業を離れ、全身を濡らして送風することなどにより身体を冷却 ※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）

重点取組期間（7月1日～7月31日）

重点取組期間

7月

にすべきこと



- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- **熱中症のおそれがある者を発見したときは、躊躇することなく救急隊を要請**

厚生労働省は働く人の熱中症を防止するためのポータルサイト

「学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！職場における熱中症予防情報」

を運営しています

教育用教材として動画コンテンツや 万一の際の救急措置等の要点が記載された「熱中症応急手当カード」などを活用し熱中症予防を積極的に取り組みましょう



職場における熱中症防止のためのガイドライン（令和8年3月18日 策定）

第1 目的等

職場における熱中症防止のために熱中症リスクに応じて行うことが望ましい具体的方法を示すことにより、事業者がその業種・業態に応じて適切に選択して取り組むよう促すことを通じて、職場における熱中症防止を図ることを目的とする。

事業者は、**第2**に基づき熱中症によるリスクを把握・評価した上で、その結果に基づき実施することが適切な対策を**第3**から選択して実施。

第2 熱中症リスクの評価

1 有害性の要因の特定

- 職場において熱中症リスクとなり得る暑熱に関する有害性を特定
有害性としては、
 - ① 高温・多湿な作業環境
 - ② 連続作業
 - ③ 通気性や透湿性の低い衣服・保護具
 - ④ 身体作業負荷の大きい作業が挙げられる。

2 湿球黒球温度の値（WBGT値）の把握

- JIS B 7922等に適合したWBGT指数計で実測

3 熱中症リスクの評価・検討

- 熱中症リスクの評価
WBGT 値に、身体作業強度等の補正を行い、熱中症リスクを見積る。
WBGT 基準値を超える場合はWBGT値の低減等の熱中症予防対策を実施。
- 熱中症リスクの低減のための措置の検討
作業場所のWBGT値の低減を検討（作業環境管理）。
事業場の実情を踏まえて作業管理。
高齢者、熱中症発症リスクに影響を与える疾病や障がいを持つ作業従事者に対しては、作業時間の短縮等を検討。

職場における熱中症防止のためのガイドライン（令和8年3月18日 策定）

第3 熱中症リスクに応じた措置

1 労働衛生管理体制の確立等

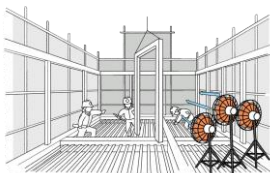
衛生委員会等を活用し、労働者の理解と協力を得つつ労使で話し合い、その内容を労働者に対して周知することが重要。

- 各種管理者等の選任と役割
衛生管理者等を中心に熱中症防止対策を検討。
- 作業手順・作業計画の策定
- 報告体制の整備及び手順等の作成並びに周知



2 作業環境管理

- WBGT値の低減等
発熱体との間に遮へい物の設置、簡易な屋根等の設置等。
- 休憩場所の整備等
休憩の設備はできる限り作業従事者が速やかに利用できる場所に設置することが望ましい。



3 作業管理

- 作業時間の短縮等 作業の休止時間や休憩時間の確保。
- 暑熱順化 計画的に暑熱順化期間を設ける。
- プレクーリング 作業開始前にあらかじめ深部体温を下げ、作業中の体温上昇を抑制。
- 水分及び塩分の摂取 水分及び塩分の作業前後の摂取と作業中の定期的な摂取。
- 服装による身体冷却 透湿性・通気性の良い服や身体を冷却する機能を持つ服の着用。
- 作業中の巡視 高温多湿作業場所での作業中は巡視を頻繁に行い、健康状態を確認。
- 業種・作業別の対応例



4 健康管理

- 健康診断結果に基づく対応
- 日常の健康管理等
- 作業従事者の健康状態及び暑熱順化の状況等の確認
作業開始前に、当日の体調に普段と異なる変化がないか、睡眠不足がないかなど、声かけ。



5 労働衛生教育

簡単な教材でも繰り返し参照することが望ましい。

- 熱中症予防管理者労働衛生教育
- 職長等向け教育
- 作業従事者向け教育



6 異常時の措置

- 熱中症を疑わせる症状が現れた場合は、一旦、作業を離れ、救急処置として涼しい場所で身体を冷やし、水分及び塩分の摂取等を行うこと。
- 症状に応じ、救急隊を要請し、又は医師の診察を受けさせること。



7 その他

- 実施時期
- いわゆる「スポットワーク」を利用する労働者について
- 注文者や作業場所管理事業者による配慮
- 労働者と異なる場所で就業する個人事業者等について

令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます

職場における 熱中症対策の強化について

熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において

**死亡に至らせない
(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。**

基本的な考え方



現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられます。

1 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ確かな判断が可能となるよう、
① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係作業員への周知

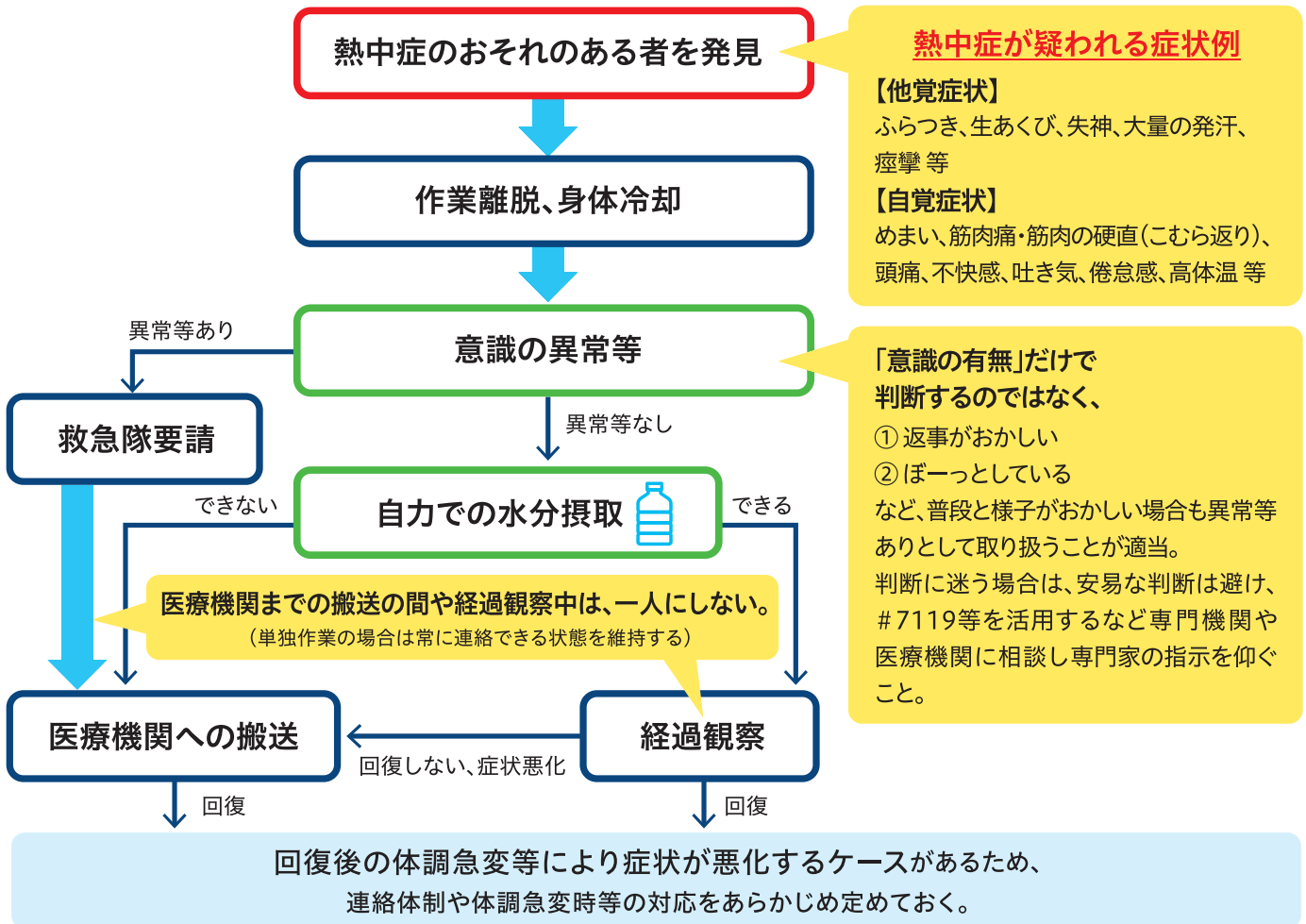
対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講ずることとする。

熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。

